

米原歴史街道

米原市の歴史・文化財を歩く

165

米原市の歴史文化の特徴③

「巷」の始まり

米原らしさを表す「巷」

今回からは、米原市の歴史文化を「巷」というキーワードで読み解いていきたいと思えます。縄文時代以来、現代にいたるまで、米原市域には多様な遺跡や史跡、そして独自の景観があります。そこを繋いだのが、人の往来によって形成された尾根の径や谷をはしる路です。尾根の径は、峠を越える道が地域の人々を支え、谷の路は、のちの時代に東山道・中山道として国家の道に整備されました。また、このような陸の道だけではなく、朝妻湊など湖岸部の浜堤上や内湖に水の道の拠点も置かれました。そこには物資が行き交い、陸道と水道の交差点となり、物資や人が集まり、「にぎわい」が生まれました。まさに「巷」です。大小の道が東西南北にはしるこの地には、各地の文化の往来があり、いくつもの「巷」が生まりました。それらが米原らしさを形づくったのです。

『古事記』や『日本書紀』の記述によれば、古代豪族息長氏は日本武尊の子といわれる仲哀天皇の妃・氣長帯比売命(神功皇后)や敏達天皇の妃・広媛の出身氏族であり、継体天皇擁立を支援したといわれています。

ます。これらの文献資料に息長氏が登場する背景は、本拠地とされる米原市天野川流域の地理的環境を抜きにしては語れません。

息長氏の本拠地と考えられている米原市の近江地域、天野川流域は、畿内地域と尾張・美濃を結ぶ重要な地域で、この地域を治めることは、東国と畿内の出入り口の鍵を握ることにほかならないのです。

古代の交流と息長氏

この地域には古墳時代前期(三世紀後半)から後期(六世紀)にかけて連綿と古墳が作られ息長古墳群と呼ばれています。これらの古墳群の特徴は、天野川を見下ろす丘陵上を中心に築かれていることです。横山丘陵と霊仙山系が両側に迫り、畿内へ抜けるためにはその間を抜けていかななくてはなりません。そこを流れる天野川は、「原東山道」であったと考えられます。

このことは、古墳から出土している遺物などからも窺い知ることが出来ます。古墳時代前期から中期に横山丘陵の南端に定納古墳群が造られました。このうちの一号墳からは、朝鮮半島に分布の中心がある

筒形銅器が出土しています。また、後期には横山丘陵の南側の平地に塚の越古墳(前方後円墳…全長四六メートル)や狐塚古墳群が造られます。塚の越古墳や狐塚古墳群内の五号墳(帆立貝形…全長三〇メートル)で家形埴輪や人物埴輪、器財や動物の形象埴輪のほか、中央政権との繋がりや示す石見型埴輪と呼ばれる儀式の仗の飾りを象った埴輪が出土しています。

そして、同じく後期の中ごろに横山丘陵から派生する尾根に山津照神社古墳(前方後円墳…全長四六メートル)が造られます。鏡や馬具、刀、冠と豊富な副葬品が見つかっていて、その内容は、同時期の古墳として近江では傑出しており、継体天皇との関連が想定されている高島市の鴨稻荷山古墳と並び称されています。古墳時代後期の越前や東国の豪族によって擁立された継体天皇の勢力との関係を踏まえると、山津照神社古墳の存在は、この地域の重要性を顕著に示しているといえます。

米原市域の原東山道ともいうべき天野川流域は、畿内の中央王権と東国、陸路と琵琶湖の船を使った湖上路の境で、それぞれと行き来し、留まる地域といえ、これこそが「巷」の始まりなのです。(生涯学習課)



狐塚5号墳出土の埴輪

米原警察署情報 米原警察署 ☎52-0110

夏休みに潜む危険 少年の非行・犯罪被害防止

インターネット上には有害な情報が氾濫しており、SNSを通じて児童ポルノ等の被害に遭う子どもやSNSを利用した大麻の売買、裏バイトと称した犯罪グループへの勧誘も多く見受けられます。

夏休みは、子ども達が非行に走ったり、犯罪被害に巻き込まれたりする危険性が高くなりますので、地域の皆さんで子ども達を見守り、子ども達の携帯電話のフィルタリング、非行や犯罪被害の防止に努めましょう。



令和4年市内交通事故数(5月末時点)

件数 37件(+22件) 死者 0人(-2人)
傷者 50人(+35人) ※()内は前年比

消費生活相談コーナー

消火器の訪問販売・点検商法に注意!

「古い消火器を引き取る」「年に1回交換する必要がある」などと言って訪問し、古い消火器を持ち帰り、新しい消火器を購入させるという手口のトラブルが発生しています。

消費生活相談員より一言

訪問販売での購入や、点検作業等のサービスを受けた場合は、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフによる解約ができます。購入した消火器の引き取りと古い消火器の返却、既払い金の返金などを書面で通知しましょう。



「おかしいな」と思ったら
一人で悩まず、
まずは消費者生活相談窓口へ
ご相談ください。

市 消費生活相談窓口(本庁舎)
相談専用 ☎53-5110
(受付) 平日 9時30分~16時